

安八町告示第164号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年8月6日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年8月28日

安八町監査委員  
安八町監査委員

清 伸二  
碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和2年8月6日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、令和元年8月15日に支出した、緑茶（安八工場の折り）代（2352円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成31年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成31年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和2年7月4日付 情報公開請求書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
5. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて(戻入れ金額175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年8月11日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、令和元年8月15日に支出した、緑茶(安八工場会の折り)代(2352円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年8月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年8月24日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査の実施

#### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実発生していたのか否かについて、令和2年8月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を企画調整課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 令和元年7月26日(金)午後3時00分から、「安八工場会意見交換会(以下「意見交換会」という。)」が、ハートピア安八2階会議室で開催された。
- (2) 意見交換会には、町内22企業等の代表者若しくはその代理の者、安八町商工会 会長及び副会長、地元選出岐阜県議会議員、安八町長(以下「町長」という。)、安八町議会議員、安八町役場職員、計43名が出席した。
- (3) 安八工場会は、安八町内に本社や事業所等を置く法人等で構成された任意団体であって、意見交換会の内容は、安八町長や地元選出の岐阜県議会議員のあいさつをはじめ、報告事項として、以下の事業等担当課長が、「①平成31年度予算概要について、②安八スマートIC及び道路整備について、③安八水まつりについて、④安八町ふるさと寄附金について、⑤安八町シルバー人材センターについて、⑥保健事業について(献血の協力、風しん対策)、⑦岐阜県移住支援事業・マッチング支援事業登録企業募集について、⑧外国人の転入手続きについて、⑨西美濃広域連携事業について、⑩工場立地法の緑地等の規制緩和について、⑪公平な採用選考をめざして」を説明及び報告し、その後、特別講演として、当該年度、安八町に進出をした企業の代表取締役社長の講演であった。
- (4) 意見交換会の後、岐阜市内にて懇親会が開催され、(2)にいう出席者の内、37名が出席した。
- (5) 町長が意見交換会及び懇親会に出席する目的は、安八町第五次総合計画(以下「総合計画」という。)で示したまちづくりの実現のために意見交換会及び懇親会の出席者らと、町政並びに企業等側からのまちづくりに対する意見や情報等を交換するためであった。
- (6) 町長は、(5)の目的をもって意見交換会及び懇親会に出席した。
- (7) 町長は、意見交換会及び懇親会の機会を利用して(5)の目的を達成した。
- (8) 本件請求にいう緑茶は、意見交換会の際、出席者らに配布された。

## 第6 判断に当たっての関係法令等について

### 1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

### 2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

### 3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年7月4日付にて、支払年月日が令和元年8月15日の緑茶（安八工場会の折り）に関する「この会の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この会の目的が達成されたことを証する書面」、「この会の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしたところ、決定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」との事実を前提に、「平成31年度 支出負担行為決議書兼支出命令書の備考及び摘要には、「緑茶（安八工場会の折り）」としか記載されておらず、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証しなければならない支出である。また、2352円の飲物でなければ目的が達成できなかったのか、つまり2352円よりも安い飲物でも目的が達成することができるのであれば違法若しくは不当な公金の支出であるというべきである。」とした上で、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、行事の目的が達成されたことを証する書面や、行事の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜならば、公費を支出する以上はこれらの書類を作成し行事の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っていなければ本当に本件の行事に「緑茶」を使用したのか、についても疑義が生ずるものとなる。また、余った緑茶についてもどのように扱ったのか不明であり、必要以上に余分に配られてしまったのか、関係する職員で分配したのか、疑義が持たれるものである。公費の支出に際して、疑義が

持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」、加えて、「本件行事が飲物がなくても、もしくは2352円よりも安い飲物でも目的が達成されるものであった場合、また、本件支出が無かったら目的が達成できなかつたと証することができなければ、違法若しくは不当な公金の支出であり安八町が損害を被ったといわざるをえない。」と主張している。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年(行ウ)第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるから、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており、事務処理のために必要とされるものであっても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もっとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであって、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

本件監査では、この判断基準に従って、本件請求にいう緑茶に係る公金の支出(以下「本件支出」という。)の違法性若しくは不当性について検討することとした。

町長が意見交換会に出席した目的及び意見交換会の内容等については、第5 事実関係の確認/(2)から(5)までのとおりであり、緑茶の購入に係る公金の支出は、総合計画で示したまちづくりの実現のために意見交換会及び懇親会の出席者らと、町政並びに企業等側からのまちづくりに対する意見や情報等を交換することに付随して支出されたものであることから必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、意見交換会の時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りないことから、町に

損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「本件に関する復命されたものが何も残っていなければ本当に本件の行事に「緑茶」を使用したのか、についても疑義が生ずるものとなる。また、余った緑茶についてもどのように扱ったのか不明であり、必要以上に余分に配られてしまったのか、関係する職員で分配したのか、疑義が持たれるものである。」と主張しているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

なし。